

上越市PRマスコットキャラクター「上越忠義隊けんけんず」デザイン使用取扱要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、別図に定める上越市PRマスコットキャラクター「上越忠義隊けんけんず」(以下「けんけんず」という。)、けんけんずのロゴマークの基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザイン(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用等)

第2条 キャラクターは、誰でも自由に使用することができる。ただし、広告等への掲載その他の営利を目的としてキャラクターを使用するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用すると認められるとき。
- (3) 市の品位を傷つけ、又はけんけんずのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用すると認められるとき。
- (5) その他市長がキャラクターの使用を不相当と認めるとき。

(キャラクターを使用する場合の遵守事項)

第3条 キャラクターを使用する人及び団体は、キャラクターの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 印刷物等に使用する場合は、「上越忠義隊けんけんず ©上越市」の表記を付すこと。
ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) その他市長が別に定める「上越忠義隊けんけんずデザインマニュアル」に従うこと。

(使用申請等)

第4条 第2条第1項ただし書の規定によりキャラクターの使用の承認を得ようとする人及び団体(以下「申請者」という。)は、上越市PRマスコットキャラクターデザイン使用承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書(事業の内容が分かるもの)
- (2) けんけんずのデザインの使用方法を確認することができる書類
- (3) 団体又は個人事業者の場合にあっては、定款の写しその他事業の内容を確認することができる書類(初回の申請のときに限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、第2条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

3 市長は、キャラクターの使用の可否を決定したときは、上越市PRマスコットキャラクターデザイン使用承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。
却下

4 市長は、キャラクターの使用を承認する場合において、必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

（キャラクターの営利目的の使用に係る遵守事項）

第5条 前条第3項の規定によりキャラクターの使用の承認を得た人及び団体（以下「商用使用者」という。）は、キャラクターの使用に際し、第3条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を得た内容及び前条第4項の規定により市長がキャラクターの使用を承認する場合に付する条件の範囲内で使用すること。

(2) キャラクターを使用した広告等の完成後、速やかに、当該広告等を市長に提出すること。ただし、広告等の提出が困難と認められる場合は、当該広告等の写真の提出をもって代えることができる。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用は、無料とする。

（承認内容の変更）

第7条 第4条第2項の規定によりキャラクターの使用の承認を受けた人及び団体は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、上越市PRマスコットキャラクターデザイン使用内容変更申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、キャラクターの使用内容の変更の可否を決定したときは、上越市PRマスコットキャラクターデザイン使用内容変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。
却下

3 第4条第4項の規定は、キャラクターの使用内容の変更を承認する場合において準用する。

（違反者に対する措置）

第8条 市長は、キャラクターの使用が第2条第2項各号のいずれかに該当し、第3条各号に掲げる事項（商用使用者にあつては、第5条各号に掲げる事項を含む。）を遵守せず、又はこの要綱の規定に違反する場合は、直ちにキャラクターの使用の中止、第4条第3項

の規定による承認の取消しその他必要な措置を行うものとする。

2 市長は、キャラクターの使用の中止又は第4条第3項の規定による承認の取消しを決定したときは、上越市PRマスコットキャラクターデザイン使用^中 ^止通知書（第5号承認取消し様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定に基づく使用承認の取消し等によって使用者が受けた損害については、市長はその責めを負わない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

上越市PRマスコットキャラクターデザイン使用承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり上越市PRマスコットキャラクター「上越忠義隊けんけんず」デザインの使用の承認を申請します。

使用対象デザイン	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
小売価格 （販売する場合）	
添付書類※	企画書 ・ 使用見本 ・ その他（ ）
担当者	所属 氏名 電話 メールアドレス

※ 初回の申請時は、申請者の概要が分かる書類を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

承認
上越市PRマスコットキャラクターデザイン使用 通知書
却下

年 月 日

様

上越市長
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった上越市PRマスコットキャラクター「上越忠
義隊けんけんず」デザインの使用について、次のとおり承認したので通知します。
理由により申請を却下

承認	使用対象デザイン	
	使用目的	
	使用方法	
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
	条 件	
却下	理 由	

第3号様式（第7条関係）

上越市PRマスコットキャラクターデザイン使用内容変更申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で承認を受けた上越市PRマスコットキャラクター「上越忠義隊けんけんず」デザインの使用内容について、次のとおり変更したいので申請します。

変 更 内 容	
---------	--

第4号様式（第7条関係）

承認
上越市PRマスコットキャラクターデザイン使用内容変更 通知書
却下

年 月 日

様

上越市長
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった上越市PRマスコットキャラクター「上越忠
義隊けんけんず」デザインの使用内容の変更について、次の
とおりに承認
理由により申請を却下
したので
通知します。

承認	変 更 内 容	
	条 件	
却下	理 由	

第5号様式（第8条関係）

上越市PRマスコットキャラクターデザイン使用
中止
承認取消し
通知書

年 月 日

様

上越市長
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった上越市PRマスコットキャラクター「上越忠
義隊けんけんず」デザインの使用について、次の理由により
中止
承認を取り消し
したので、通知

します。

中止 の理由 取消し	
------------------	--

別図（第1条関係）

(1) 上越忠義隊けんけんず ©上越市



(2) ロゴマーク

